

## 損保 1（問題）

### 【 第 I 部 】

**問題 1.** 次の（1）～（10）の各問に答えなさい。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕  
各 5 点 （計 50 点）

（1）次の①～⑤は「a.クラス料率」、「b.メリット料率」のいずれの料率に当てはまるか、解答欄に a、b のいずれかの記号を記入しなさい。

- ①高度な知識や経験を得ていない者でも簡単に保険料計算ができる。
- ②具体例として、火災保険工場物件の特定割引制度が挙げられる。
- ③必要以上の料率細分化が行われる恐れがある。
- ④ロスコントロールを促進する効果がある。
- ⑤料率の備えるべき要件のうち、安定性よりも即応性に目的のウェイトを置いている。

（2）次の文章は、損害保険業免許を受けた者が引き受けることができる保険の種類を記載した保険業法第三条第四項第二号の規定である。文章中の下線\_\_\_\_\_部分について説明しなさい。

次に掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによって生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険

イ 人が疾病にかかったこと。

ロ 傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態

ハ 傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡

ニ イ又はロに掲げるものに類するものとして内閣府令で定めるもの（人の死亡を除く。）

ホ イ、ロ又はニに掲げるものに関し、治療（治療に類する行為として内閣府令で定めるものを含む。）を受けたこと。

（3）保険会社が、保険契約者からの求めに応じ、非幹事会社として引き受ける共同保険契約について、商品認可申請をしないで特約を新設し、又は変更することができる旨を事業方法書に定めようとする場合の留意点として、保険会社はどのような体制を整備することが求められているかを、「保険会社向けの総合的な監督指針」に則って説明しなさい。

（4）自動車保険の料率分類基準に、運転者の年齢が二次的な危険標識として用いられている理由を説明しなさい。

(5) 次の①～⑤の文章は特約再保険に関して記述したものである。内容が正しい場合は○を記入し、誤っている場合は×を記入するとともに正しい内容に改めなさい。

- ① 出再会社と受再会社が決める項目に利益戻しがあるが、これは特約の期間終了時における未経過責任を清算する手段である。
- ② 超過額再保険において、保有 1 億円で 9 億円出再した場合、5 億円の元受保険金支払に対しては、再保険者から 4 億円回収する。
- ③ 20 ライン特約の超過額再保険では、出再会社の保有が 1 億円の場合、19 億円が出再限度額となる。
- ④ 比例再保険は、出再されるリスクの総体が出再会社の保有リスクの総体よりも良好となることから、出再されるリスクが保有・出再方針に依存する超過額再保険に比べ、再保険者にとってはより安定的な特約といえる。
- ⑤ 成績の良否のわからない新しい種目や、総保険料の小さい成績の不安定な種目においては、超過額再保険が利用されるのが一般的であり、保有保険料をよりリスク集団に見合った形で確保できる。

(6) 損害保険料率算出機構が平成 27 年 9 月 30 日付で行った地震保険基準料率の変更に関する届出について、届出の理由および概要を説明しなさい。

(7) 保険引受リスク管理部門は、新規商品の取扱いを行う場合に、事前に内在する保険引受リスクを洗い出し、保険引受リスク管理の管理対象とすべきリスクを特定する必要があるが、その特定に当たり検討すべき事項を「保険検査マニュアル」に則り 4 点挙げなさい。

(8) 年払の積立保険において、満期返れい金の原資となる積立保険料から予定利率を用いて複利計算を行っても満期返れい金の額とは一致しないことが一般的であるが、その主な理由を説明しなさい。

(9) 伝統的な再保険の代替手段として、保険会社が ART (Alternative Risk Transfer) を活用する目的を説明しなさい。

(10) 付加保険料に関し、「商品開発に係る内部管理態勢」として求められる内容を「保険会社向けの総合的な監督指針」に則って説明しなさい。

## 【 第 II 部 】

**問題 2.** 次の (1)、(2) の各問に答えなさい。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕

各 8 点 (計 16 点)

(1) 統合的リスク管理 (Enterprise Risk Management) を実施するにあたり、リスク資本を各事業部門へ配賦することの意義を説明しなさい。

(2) 自然災害リスクの評価に関して、次の①、②の各問に答えなさい。

① リスクモデル (工学的事故発生モデル) を用いて台風による風災の保険金を推定する一般的な考え方を説明しなさい。

② 「過去の実績を用いて行う f・d 法などの統計学的手法」ではなく、リスクモデル (工学的事故発生モデル) を用いて保険金を推定することの意義を説明しなさい。

**問題 3.** 次の (1)、(2) の各問に答えなさい。

〔解答は汎用の解答用紙に記入し、(1) および (2) ともに、それぞれ 3 枚以内とすること。指定枚数を超えて解答した場合、4 枚目以降については採点の対象外とする。〕

各 17 点 (計 34 点)

(1) 損害保険会社では、保険期間を数日間とする保険商品として、旅行保険、行事参加者を対象とした傷害保険、1 日単位で付保可能な自動車保険などを販売している。このような保険期間を数日間とする保険商品の商品設計、料率設定および収支管理を行う上で留意すべき事項について、アクチュアリーとしての所見を述べなさい。

(2) 過去の傷病歴に関する告知に基づいて引受可否の判断を行う保険期間 1 年の疾病定額保険において、引受可否の判断基準を緩和し、引受可とする過去の傷病歴の範囲を広げることを検討することとなった。その際に料率設定および収支管理を行う上で留意すべき事項について、アクチュアリーとしての所見を述べなさい。なお、本商品は傷病歴によらず契約の更新が可能とする。

以 上

# 損保 1 (解答例)

## 【 第 I 部 】

### 問題 1.

(1) (5点)

①	a	②	b	③	a	④	b	⑤	b
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(2) (5点)

以下のとおり、疾病等に類する事由として保険業法施行規則第4条に規定されている。
一 出産及びこれを原因とする人の状態
二 不妊治療を要する身体の状態
三 老衰を直接の原因とする常時の介護を要する身体の状態
四 骨髄の提供及びこれを原因とする人の状態

(3) (5点)

・非幹事契約について、当該非幹事契約と同種の保険種類の認可を受け、又は届出を行っており、引受審査及び収益管理を行う体制。
・幹事会社が保険金支払いを行えない場合には、幹事会社に代わって非幹事契約の保険金支払いを行うことができる体制。
・非幹事契約を引き受けるために商品認可申請をしないで新設又は変更した特約を、非幹事契約以外の保険契約に付帯して引き受けることを防止する体制。

(4) (5点)

<p>・料率分類基準と危険度との間の合理的相関関係の観点では、年齢よりもむしろ運転技能と自動車事故の間に因果関係があり、本来は、運転技能を直接的に表す運転者の特性が、自動車事故の危険度をより良く表す危険標識である。</p> <p>・しかしながら、この運転者の特性は測定可能性の観点から難点があるため、それに代えて、多くの者にとって運転技能と関係していると考えられる年齢を二次的な危険標識として料率分類基準に用いている。</p>
---

(5) (5点)

	正しい：○ 誤り：×	誤りの場合の修正内容（正しい場合は記入不要）
①	×	利益戻しは、出再者のアンダーライティングを評価するために、特約の利益金の一部を出再者に返戻するもの。
②	×	4.5億円回収する。
③	×	20億円が出再限度額となる。
④	×	比例再保険では出再リスクの総体と保有リスクの総体は同質である。
⑤	×	これらの種目では、出再と保有のリスクの総体が同質の比例再保険がより利用される。

(6) (5点)

・財務省の「地震保険制度に関するプロジェクトチーム・フォローアップ会合」における、損害査定迅速性を確保しつつ、より損害の実態に照らした損害区分とすることが望ましいという議論を踏まえ、従来の損害区分のうち半損を2区分に分け、損害区分を4区分に細分化した。
・被害予測シミュレーションによる危険度計算の前提となる各種基礎データ（震源モデル、地盤データ、被害関数等）を更新・改良した結果、損害区分の細分化を前提として、全国平均で19.0%の料率引上げが必要となることが判明した。しかし、契約者負担への配慮、地震保険の加入率確保の観点から、3段階で引き上げることとし、第1回目の引上げは5.1%とした。
・新たな危険度計算に基づき、等地区区分の変更を行った。

(7) (5点)

・顧客ニーズや収益改善面からの妥当性
・収支予測、販売計画の妥当性
・モラルリスクの有無
・使用データの適正性

(8) (5点)

積立保険は、保険期間満了時に有効な契約（全損終了していない契約）に対して、満期返れい金を支払う保険である。すなわち、保険期間の途中で保険金の支払いにより全損終了した契約には満期返れい金を支払わず、そのファンドを全損終了していない契約に割り当てられる仕組みとなっている。
積立保険料の計算においては、この全損終了の割合（予定契約消滅率）を用いて保険料計算を行っているため、この予定契約消滅率が積立保険料の割引要素となっている。したがって、年払の積立保険料から予定利率を用いて年複利計算（期始払年金終価の計算）を行っても満期返れい金の額にはならない。
ただし、予定契約消滅率を0としている積立保険の場合は、満期返れい金の額と一致することがある。

(9) (5点)

・資本市場から新たな再保険キャパシティを獲得することによる、保険引受 キャパシティの拡大。
・伝統的再保険では、火災、傷害、賠償といった個別リスクについて、それぞれ 別個の再保険契約が締結されるのが通常だが、複数リスクを一つの再保険契約 でまとめることにより、保険の対象になじまないリスクを移転することが可能。
・リスク移転コストの節減・長期安定化。

(10) (5点)

以下の点が確認できるような、関連部門との連携態勢が求められる。
・社内規定等に定める付加保険料の算出方法が合理的かつ妥当なものであり、かつ、 その算出された付加保険料が不当に差別的なものとなっていないこと。
・付加保険料の割増引きを設定する場合には、契約方法、保険料の払込方法等に基 づいたものとなっており、事実上の特別利益の提供（保険業法第300条第1項第 5号）になっていないこと。

## 【 第 II 部 】

### 問題 2.

(1) (8点)

<p>リスク資本を各事業部門へ配賦することは、リスクテイクが収益の源泉であるという考え方に基づき、リスクをコントロールしながら、健全性の確保と収益性・資本の効率性の向上を図ることで各社のリスクアペタイトを実現させる内部統制の仕組みであり、有限の経営資源である資本を有効活用し収益性・資本の効率性を高めるために、リスクの分散効果も考慮しながら、よりROR (Return on Risk) の高い事業に資本を配分しビジネス展開を図っていく経営管理手法である。</p>
<p>リスク資本を各事業部門へ配賦することの具体的な意義は、以下のとおりである。</p>
<p>リスクコントロールおよび健全性確保の観点では、会社が保有する資本財源の範囲内でリスク資本を各事業部門に配賦することで、各事業部門では各々のリスクテイクを配賦資本以下に抑えて行うことになり、その結果、会社全体でのリスクを許容範囲に制御することが可能となる。</p>
<p>また、収益性・資本の効率性の向上の観点では、配賦されたリスク資本対比での収益を事業部門ごとで比較できることによって、リスクテイクに見合った収益を上げているか検証が可能となる。</p>
<p>この検証結果を用いてPDCAサイクルを回し、収益性の低い事業から、収益性の高い事業へリスク資本をより配賦することで、会社全体の収益性を向上させることが可能となる。加えて、PDCAサイクルを回す際に、リスク資本対比の収益性だけでなく、今後の成長性やリスクの分散効果を含めて評価することで、会社全体の収益性の向上だけでなく、資本の効率性の向上も図ることが可能となる。</p>

## 問題 2.

(2) (8点)

①台風の年間上陸・接近数、および台風気圧場の指標（中心気圧低下量、最大旋衡風速半径、進行速度、進行方向など）など台風の特性について、過去の台風のデータを解析して特定する。

また、すべての台風の想定の方は、シナリオ台風を想定する方法やランダムに台風を発生させる方法が考えられる。

次に、保険事故により発生する現象として風速（地表風速、最大瞬間風速など）を、保険の目的が所在する場所ごとに工学的な理論に基づき推定する。

更に、風速と保険の目的の構造・用途等の属性を考慮した脆弱性との関係を、過去の実績に基づく経験的アプローチや風工学に基づく工学的アプローチにより評価する。

最後に、保険金の支払条件や担保内容を考慮して保険金を計算する。

②

・統計データではデータ観察期間が短く、観察期間を超える再現期間を持つ災害の評価には不十分であるが、リスクモデルを活用すると長期の再現期間を持つ災害の評価を行うことが可能であること。

・過去の統計データは、物価水準、担保内容、リスクの集積状況等を直近の状態に併せて修正する必要があるが、リスクモデルでは、直近時点の災害を評価することが可能であるとともに、直近の研究結果を取り入れた工学理論に基づいて災害を評価することが可能であること。

・統計データが一部の地域に偏っている場合は、全国の災害を評価するのに不十分であるが、リスクモデルでは全国の災害を同じ理論に基づき均質に評価することが可能であること。

### 問題3.

(1) (17点)

(1枚目)

損害保険会社は、リスクに応じて様々な保険商品を取り扱っているが、そのリスクの特性等に合わせて、補償する期間を数日間とする保険商品も取り扱っている。また、近年では技術革新が急速に進展し、顧客の行動やライフスタイルが大きく変化しつつあることから、顧客を取り巻くリスクの変化に応じて、保険期間を数日間とする新たな保険商品の提供に対する期待が高まっている。

こうした背景も踏まえ、保険期間を数日間とする保険商品を取り扱う上で留意すべき事項について、「商品設計」、「料率設定」、「収支管理」のそれぞれの観点から考察する。

#### 1. 商品設計上の留意点

##### (1) 顧客ニーズに応じた商品設計

数日間のリスクを補償する保険商品の中には、従来から取り扱っている汎用的な保険商品の保険期間を単純に数日間とすることで提供されているものがあるが、顧客ニーズやリスク実態を踏まえた場合、最適な商品設計とならないこともある。よって、顧客ニーズやリスク実態に応じた専用の保険商品を開発することは有効な選択肢となる。

例えば、自動車の利用形態が所有から借用へとシフトするといった変化を捉え、顧客が自動車を利用する都度保険に加入し、自動車の利用状況に応じて保険料を賦課する保険商品の設計等、新たな契約方式の可能性も視野に入れて検討することが考えられる。

なお、既存の保険商品で補償できるリスクを対象とする場合には、既存の保険商品との一物二価を回避するための商品面での工夫が必要となる点に留意する。

##### (2) 補償内容、引受条件

保険期間が数日間の場合、保険期間が1年の場合と比較して、アフロス等のモラルリスクや逆選択が生じる懸念が高くなることが想定されるため、免責条件や保険金額の上限を設定する等、補償内容や引受条件の工夫により、モラルリスクや逆選択を防止するための対策を検討する必要がある。

また、顧客にとって、数日間のリスクを補償するために、複雑な保険商品の内容を理解したうえで保険に加入することはあまり現実的ではなく、保険契約加入時の意向確認の徹底等も踏まえると、補償内容、引受条件、保険料の算出方法等の商品内容は可能な限りシンプルとすべきである。

なお、対象とするリスクや契約方式によっては、リスクが集積することも想定されるため、保険金額を低額とする、集積リスクが高い契約を予め引受対象外としておく等、補償内容や引受条件を工夫するとともに、契約引受前に集積状況を把握できる態勢を整備することが求められる。

##### (3) 契約手続き

保険期間が数日間の場合、保険料単価が低くなる傾向があることから、顧客が保険加入を検討する際には、契約手続きの利便性をより重視することも十分に考えられる。そのため、より簡便な契約手続きや保険料の支払方法を提供することは、保険商品の魅力を高めるうえで重要となる。

特に、近年の技術革新の進展は著しく、契約手続きの大幅な簡素化に寄与するデジタル技術の出現や、モバイル決済をはじめとした決済手段の多様化の更なる拡大が大いに期待される。こうした環境変化は顧客の行動変化にも影響を及ぼす可能性が高いことから、デジタル技術や顧客の行動変化等の調査・研究を通じて、顧客ニーズに沿った契約手続きの実現を志向していくことが求められる。

## 2. 料率設定上の留意点

### (1) 純保険料

純保険料の算出に使用するデータについては、保険期間が1年である既存の保険商品の保険実績データを使用することが考えられるが、保険期間が数日間となることから、季節的な要因による偏り等を事故データ上把握しておく必要がある。なお、保険実績データを使用できない場合や、保険実績データでは情報が不足する場合には、一般統計データを使用し、可能な限りリスク実態を適切に評価できるような工夫が必要となる。

上記データに基づく純保険料の算出においては、リスク特性や補償内容に応じた調整を行うとともに、保険技術上の安全度や逆選択に対する安全度を見込む等の割増の付加についても検討が必要となる。

保険期間の設定にあたっては、一定期間に危険が集中するような場合、期間区別に危険度合いに格差がある。期間が長くなればそれだけ事故頻度が高くなるのは当然だが、期間に基づく比例的要素を排除した残りの部分は、別の要因が影響しており、純保険料の算出においてはこのような危険度に関連する要因に留意する。

また、料率区分の設定にあたっては、危険度との間に合理的な相関関係がある等、料率区分としての要件を満たしていることは当然であるが、保険期間が数日間の場合は、料率区分の細分化に伴うデータ量の減少が顕著となることから、料率算出上の信頼性の低下を踏まえ、慎重な対応が必要となる。なお、料率区分の細分化が、シンプルな商品内容の実現を損なう可能性がある点にも留意する。

### (2) 付加保険料

保険期間が数日間の場合、一般的に低い保険料水準が期待されることから、付加保険料の設定においては、例えば、簡便な契約手続きで保険会社の事務負担が軽減されることに伴う事業費削減の実態を反映させる等、付加保険料を低く抑える工夫が求められるとともに、織り込む利潤の水準について、販売計画や競合他社の保険料水準等も考慮したうえで、慎重な検討が必要となる。

一方、保険期間が1年の場合と比較すると、事業費のうち固定費分は期間に按分することができないことから、保険期間を数日間とすることによる割増をどの程度付加するかについての検討が必要となる。

また、販売経路を代理店扱とするか、インターネット経由での直扱とするか等、販売経路や契約事務の簡素化等に応じた代理店手数料水準の設定が必要となる。

### **3. 収支管理上の留意点**

#### **(1) 料率検証**

純保険料の検証に関しては、販売実績としてある程度の契約件数が確保できた場合であっても、保険期間が数日間であることで、十分な事故データを確保できない懸念があるため、データ量の不足にも対応可能な検証方法の確立について検討が必要となる。

検証にあたっては、季節的な要因や逆選択等が収支に影響を与える可能性や契約者構成が変化している可能性がある点に留意するとともに、既存商品から推測される収支との比較・分析をするなどの工夫が必要であろう。

また、保険料単価が低いことから、ヘビークレームや集積損害の発生が収支に与える影響が大きい点にも留意する。

一方、付加保険料の検証にあたっては、他の保険商品の事業費構造との相違を踏まえ、保険商品毎に事業費を区分管理する等の態勢整備が必要となる。また、保険期間を数日間とすることにより付加した割増を含めた付加保険料の妥当性の検証とあわせて、事業費の支出状況の分析に基づき、事業費の更なる削減に寄与する商品面の方策を検討することも必要になるであろう。

なお、対象保険商品の販売量の増加に伴い、既存の保険商品からの契約移行が進展する可能性があることから、既存の保険商品のポートフォリオが変化することによる収支影響についても注視する必要がある。

#### **(2) 料率検証結果の反映**

保険期間が数日間である場合のメリットとして、料率検証の結果を迅速に料率に反映できる点が挙げられる。また、社会環境や経済活動の変化に伴って危険要因やコスト要因は変化するが、このような変化も迅速に料率に反映することが可能である。なお、直近の要因の変化を反映する際には、料率検証期間を短くするといった対応も考えられるが、データ量確保の観点から信頼度が低下するといった問題がある点に留意する。

一方、料率検証の結果によっては、補償内容や引受条件の見直し要否の検討が必要となることもあり、見直しが必要となる場合には、適切な収支管理の観点から速やかに対応を行う必要がある。

#### **(3) 集積リスク等の管理**

保険期間が数日間の場合、保険料規模が相対的に小さいため集積損害やヘビークレームが収支に与える影響が大きく、収支を安定化させるために、集積リスク等の管理はより重要となる。

例えば、団体旅行客向けの旅行保険の場合、航空機搭乗中の事故により集積損害が発生する懸念があるが、このような可能性を事前に把握することが重要となる。適切な収支管理の観点から、集積の懸念がある引受方法の場合は、保険契約の引受前に集積リスクを把握して保険契約の引受可否を判断するとともに、保険契約を引き受ける場合には再保険を活用する等、集積リスクに対応できる態勢を整備しておくのが望ましい。

また、ヘビークレームが発生した場合にはその事故内容等の詳細を分析し、補償内容や引受条件に問題がなかったか、検証することも必要である。

以 上

### 問題3.

(2) (17点)

(1枚目)

引受基準の緩和により新たに引受が可能となる集団は、既存の集団に比べて危険度が高いと言える。加えて、新たに引受が可能となる集団内においても、既存の集団と危険度があまり変わらない被保険者から、即座に入院等の保険事故が発生する可能性が高い被保険者も存在し得ることや、同じ傷病歴でも悪性新生物のステージ等によって危険度が異なることも想定される。

このような既存の集団との危険度の差異、および新たに引受が可能となる集団内における危険度のばらつきを踏まえた上で、引受基準を緩和する際に留意すべき事項について「料率設定」、「収支管理」の観点から考察する。

#### 1. 料率設定上の留意点

##### (1) 新たに引受可能とする集団の危険度評価

まず、新たに引受可とする傷病歴を持つ集団の入院・手術の発生頻度や入院した場合の入院日数等を評価した上で、既存の集団との危険度の差異がどの程度かを把握する必要がある。また、同じ傷病歴を持つ被保険者であっても、重症度により危険度に大きなばらつきがあり、平均よりも重症な集団のみが加入した場合は収益性が悪化するため、重症度に応じた危険度の分布を検証し、被保険者の重症度の分布によりどの程度危険度がぶれるのか、あらかじめ把握する必要もあろう。この検証にあたって統計データが少ない場合は、医師などの専門家から助言を仰ぎつつ、医学的見地からの検証も加えるべきである。

保険入手可能性の観点からは、引受可とする傷病歴の範囲はより広いほうが望ましいと考えられるが、公平な保険制度とするためにあまりにも危険度の高い傷病歴は引き続き引受不可とするなど、双方の観点から新たに引受可とする傷病歴の範囲を検討すべきである。

##### (2) 料率水準の評価

前記(1)の危険度評価や新たに見込まれる加入件数等をもとに、引受基準を緩和して危険度が高い集団が加わった際に、現行の料率水準で目指すべき収益水準が確保できるか、検証する必要がある。料率検証の結果、料率水準が不十分と判断される場合には、料率水準の引上げや、過去の傷病歴による料率区分の細分化を検討する必要がある。

また、新たに引受可能となる集団の危険度が著しく高い場合や見込まれる加入件数が多く、必要な料率水準があまりにも高く保険入手可能性が損なわれる可能性があることが判明した場合には、引受基準緩和の是非も再考する必要がある。

料率水準の引上げを行う場合、既存の集団にとっては新たな集団の加入の影響により実際の危険度以上に保険料が引き上がることになり、この点に対して反対にあうことも想定されるので、料率引上げに対する十分な説明が可能な範囲の引上げか検討する必要がある。

また、他社の類似商品との価格差も意識した料率水準にする必要がある。価格競争力が著しく損なわれてしまうと、既存の集団が他社商品へ移行してしまうとともに、危険度が相対的に高い集団のみが当社商品に残存するリスク濃縮が生じ、更に料率水準の引上げが必要といった事態も懸念される。

### (3) 料率細分化の検討

既存の集団において料率水準が危険度に見合わないことや、新たな集団の加入件数が見込みから変動した場合の収益変動を抑制する観点から、過去の傷病歴を料率分類基準とした料率区分の細分化を検討する必要もあろう。この場合、過去の傷病歴が料率分類基準として適切か検証するとともに、実務的な導入可能性を検証する必要がある。

#### ① 客観性、傷病歴と危険度の合理的相関関係

既往症を持つ人が再度入院・手術する可能性が高いことは広く認知されており、社会的に受け入れられる客観性はあると考えられる。

料率分類の設定においては、料率分類と危険度との間に合理的な相関関係が認められるように、過去の傷病歴をカテゴリー分けする必要がある。

#### ② 料率の公平性の確保

個々の傷病歴の期待損害額に見合った料率区分となっているか、検証する必要がある。例えば、同じ傷病歴であっても重症度によって危険度が異なる場合には、傷病を更に細分化して重症度に応じた料率区分とすることもありえる。

一方、料率の細分化を進めていくと個々のクラスのデータ量が減少し、信頼性が劣ることとなる。加えて導入時のコストが割高となるため、公平性と導入可能性の双方の観点から、どの程度まで料率細分化を行うかを決定する必要がある。

#### ③ 個別のリスク・自己コントロール努力の反映

加入時は傷病歴によって料率分類されるものの、加入後の生活習慣の改善など、被保険者の自己コントロール努力によりリスクが改善した場合には料率に反映したほうが、損害防止・促進の観点から望ましい。加入後の一定期間において健康状態が良好である場合の「保険料の低い料率区分への移行」や「無事故戻し」といった制度の導入についても検討すべきであろう。

#### ④ 明確な分類の線引き

被保険者の主観や恣意性により、傷病歴に応じて適用する料率区分に間違いが発生しないよう、告知文章や各料率区分に対応する傷病名の記載方法について、十分な配慮が必要である。

## 2. 収支管理上の留意点

### (1) 疾病保険に応じた収支管理態勢の構築

新たに引受可とする傷病歴の範囲を広げるので、傷病歴ごとの危険度を検証するためのデータを取得できる態勢を整えておく必要がある。

また、同じ傷病歴でも危険度にばらつきがあることも想定されることから、同じ傷病歴の中でも、悪性新生物におけるステージ等の医学的に危険度が異なるとされる区分ごとの加入件数や危険度を検証できる態勢も必要となる。

---

加えて、引受基準緩和後の一定期間はデータ数が十分に確保できないことから、社外の統計データで補完するといった態勢も整えておくべきであろう。

## (2) 選択効果、リスク濃縮の観点

疾病保険では、新規加入時に過去の傷病歴によって、一定程度健康であると判断できる場合に引き受けるため、加入当初は疾病による入院・手術等の危険度が予定した平均的な危険度よりも低く、加入期間が長くなるにつれて平均的な危険度に近づいていく選択効果が生じる。

また、危険度の低い被保険者ほど保険の必要性を感じずに解約したり、より安い他の商品へ移行したりする一方、危険度が高い被保険者は他の商品へ加入できないため残存し続けるといったリスク濃縮も生じる。

このように疾病保険には特有の経年変化があるため、通常の収支管理方法に加えて経過年数別の収支管理を行う必要がある。

## (3) 外部環境の把握

疾病保険においては、被保険者のリスク実態のみならず、医療技術の進歩等の外部環境の変化によっても支払保険金が増減しうる。例えばがんの発見精度の向上に伴ってがん患者数が増えるということも起こる。そのため、医療技術の動向に関する情報収集を継続し、それらの保険金支払への影響も踏まえた収支管理を行う必要がある。

## (4) 必要な対応策の実施

前記(1)～(3)の検証結果によっては、保険料の見直し、一部の傷病歴を引受不可にする等の引受方針変更、補償内容の削減、更なる料率細分化等の対策が必要となる。疾病保険では、被保険者の加入年数に応じた経年変化や外部環境の影響など、特有の収支変動要因がある。継続した収支管理とその結果の原因究明、および必要な対策を速やかに実施できる態勢を整備することが重要である。

以 上